

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ (厚生労働省委託事業)

主 催 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会
後 援 厚 生 労 働 省 大 分 労 働 局

職場の受動喫煙防止対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人もの人(うち職場での受動喫煙は7,792人)が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

このような受動喫煙を防止するため、厚生労働省では、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。当会では、そのうちの「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援事業」を受託して実施しており、このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしました。ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

記

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

日時：平成30年12月13日(木)14時00分～16時00分(13時30分～受付)

場所：日田市複合文化施設A O S E 日田市上城内町2-6 (☎0973-22-6868)

内容：① 受動喫煙による健康への有害性

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組

(安衛法改正の内容含む 大分労働局担当官が講義)

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)についても紹介)

参加要領：申込書に事業所名、参加者名、ご連絡先の電話番号を記載してファックスにてお送りください。メールでも結構です。

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 大分支部 担当：岡

(FAX.097-504-3588 E-mail: k_oka@kitakyu-hp.or.jp)

申込期限：平成30年12月10日

参加費：無料(テキスト等も無料)

問合せ先：TEL.097-552-8366(大分支部 岡)

以上

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会出席申込(A)

F A X 番号 097-504-3588

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 大分支部

平成30年12月13日(木)の説明会に出席します。

事業所名：_____

参加者名：_____

ご連絡先電話番号：_____